



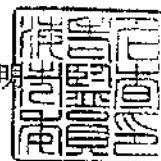
海老名市監査委員告示第 26 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、市長より監査結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

令和5年 11月 27日

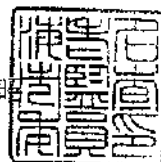
海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

清水 晴



海老名市監査委員

宇田川 希



監査の結果及び講じた措置の内容

- 1 監査の結果により措置を講じた課 まちづくり部 都市施設公園課
- 2 監査の実施日 令和5年10月25日
- 3 監査結果の公表日 令和5年11月1日(海老名市監査委員告示第24号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
行政財産の目的外使用料の納入については、海老名市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例により納期限の定めがあるが、期限を遅延して納入されたものが散見された。 都市公園使用料の納入については、海老名市都市公園条例により納期限の定めがあるが、期限を遅延して納入されたものが散見された。	年度初めの4月に納入通知書を発行する件数が多くあるので、そこで納入遅延が起きないように調定処理後、速やかに納入通知書を発送します。 また、納入通知書の発行リストを作成し、起票、納入通知書送付及び納入の時期について複数人による進捗管理を行います。